

第 3 部 參考資料

熊本県教育庁危機管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、危機が発生した場合、又は危機が発生するおそれがある場合（以下「危機発生時等」という。）において、危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速・的確に対処していくために必要な基本的事項を定める。

(定義)

第2条 危機とは、次に掲げる事態をいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害
- (2) 上記以外で、教育庁が所管する学校等の教育機関における児童生徒や利用者等の生命、身体に重大な被害が生じる事態及び県教育行政の運営に重大な支障が生じる事態

2 危機管理とは危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速・的確に対処していくことをいう。

(危機管理の所管)

第3条 本庁の課長は、所管する危機に対する危機管理を行うものとする。

- 2 教育事務所長は、本庁の課長と連携して管内における危機に対する危機管理を行うものとする。
- 3 教育政策課長は、危機発生時等の情報の集約及び対処体制の確立等に係る総合調整を行うものとする。

(危機発生の未然防止)

第4条 本庁の課長及び教育事務所長は、日頃から危機発生の予知・予見に努め、所管する教育機関へ指導・助言を行うなど、危機発生の未然防止及び危機発生時の被害軽減のための措置を講じなければならない。

(危機発生時等の初動措置)

第5条 本庁の課長は、危機発生時等の情報を速やかに教育政策課長を通して教育長に報告するとともに、危機の状況に応じた適切な初動措置を講じるものとする。なお、課長がやむを得ないと判断した場合は、課長は直接教育長に報告することができるものとする。

- 2 教育事務所長は、危機発生時等の情報を速やかに本庁の関係課長に報告するとともに、危機の状況に応じた適切な初動措置を講じるものとする。なお、教育事務所長がやむを得ないと判断した場合は、教育事務所長は教育政策課長を通して又は直接教育長に報告することができるものとする。

- 3 教育政策課長は、報告を受けた危機発生時等の情報を集約し、速やかに教育長及び危機管理監に報告を行うとともに、他の関係する課長及び教育事務所長に情報を提供するものとする。
- 4 本庁の課長及び教育事務所長は、直接教育長に情報の報告を行った場合は、教育政策課長にも速やかにその内容を報告するものとする。
- 5 教育政策課長は、危機の担当課が複数にまたがり、又は担当課が不明確な場合の初動体制についての調整を行うものとする。

(危機発生時等の体制)

第6条 教育長は、危機管理を行うに当たっては、危機の状況に応じ、「熊本県教育庁防災計画取扱要領(平成3年6月11日教総第269号)」(以下「取扱要領」という。)に基づく体制をとるものとする。

- 2 教育長は、人的被害の発生等、重大な被害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある場合は、取扱要領に基づく対策本部体制を直ちにとるものとする。

(関係機関との連携及び保護者等への情報の提供)

第7条 本庁の課長及び教育事務所長は、必要に応じて関係機関と連携しながら危機管理を行うものとする。

- 2 本庁の課長及び教育事務所長は、必要に応じて関係する市町村教育委員会と連携し、危機発生時等及び対処に関する情報を保護者等に対して、適時・適切に提供していくものとする。
- 3 本庁の課長及び教育事務所長は、情報の提供が的確に実施できるよう、広報担当窓口を明確にしておくものとする。

(危機管理に関する規程の整備)

第8条 本庁の課長及び教育事務所長は、危機管理に必要な規程を整備するものとする。

- 2 危機管理に関する規程の整備にあたっては、休日や夜間等における緊急連絡体制を確保するものとする。
- 3 危機管理の規程については、日頃から研修や訓練を通してその実効性の確保に努めるものとする。

(その他)

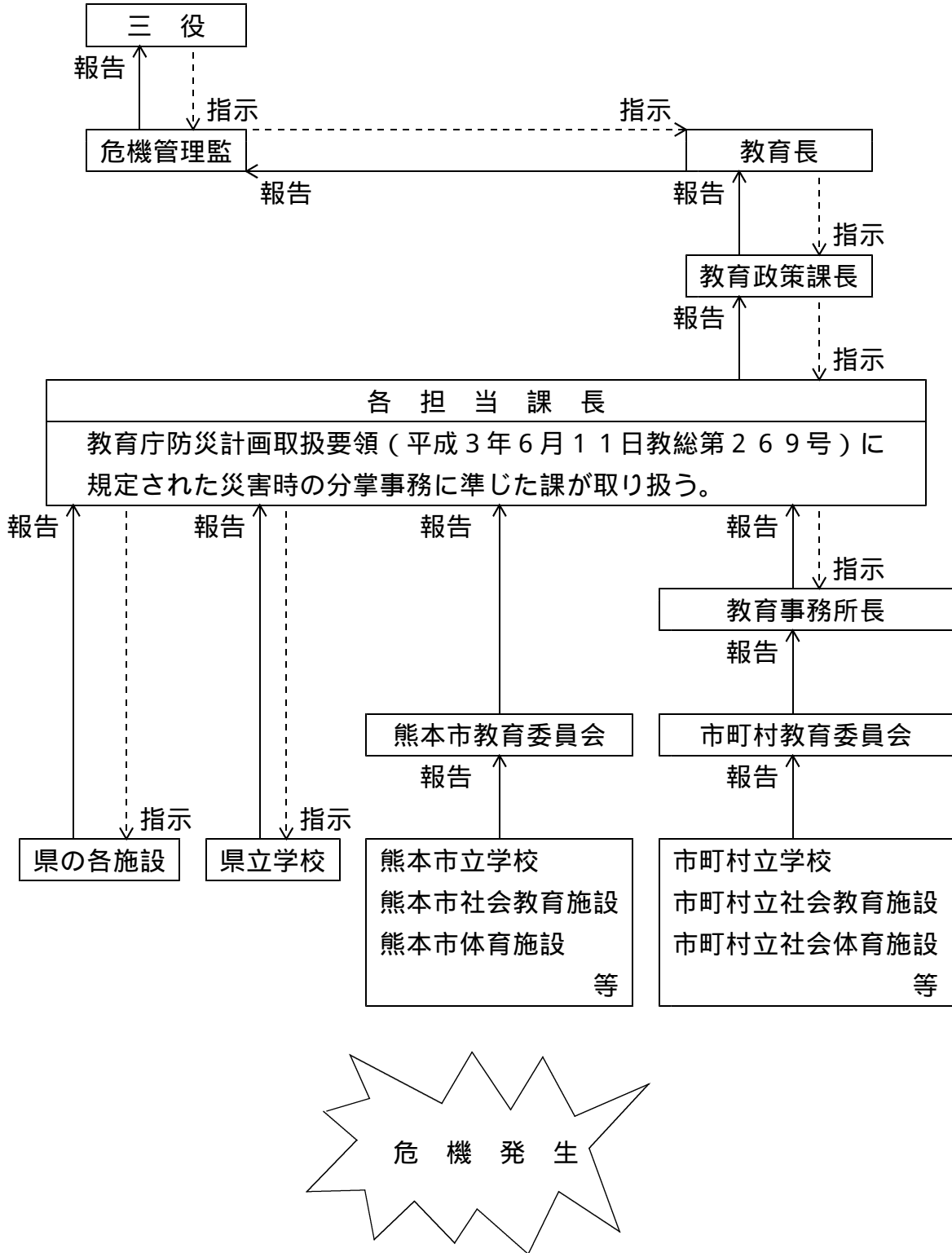
第9条 この要綱に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月17日から施行する。

(参考)

熊本県教育庁危機発生時情報連絡体制



教育庁防災計画取扱要領

本要領は、熊本県地域防災計画の適正な執行を図るため、教育委員会の所掌事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 組織

(1) 熊本県災害対策本部が設置された場合には、教育対策部を本庁及び各教育事務所
に設置する。

教育対策部には、次の各班を設置する。各班の分掌事務は熊本県教育庁処務規程
の定めるところによるが、災害時にはおおむね次のとおりである。

	班 名	分 掌 事 務
教 育 対 策 部	教 育 総 務 班	各課（所）及び災害対策本部との連絡調整に関する事項 被害調書の作成及び中央機関への要望並びに報告に関する事項 災害対策経費の取りまとめに関する事項 公立学校共済組合教職員住宅に関する事項 教職員のり災調査及び災害見舞金等の給付に関する事項
	高 校 教 育 班	県立学校の休校状況に関する事項 県立学校の児童生徒の教科書並びに人的被害に関する事項
	義 務 教 育 班	公立義務教育諸学校の休校状況に関する事項 公立義務教育諸学校の児童生徒の教科書並びに人的被害に関する事項 学校給食に関する事項
	学 校 人 事 班	公立学校教職員の被害に関する事項
	社 会 教 育 班	公民館等社会教育施設に関する事項
	文 化 班	文化財に関する事項
	体 育 保 健 班	市町村民グラウンド等社会体育施設に関する事項 学校保健に関する事項
	施 設 班	公立文教施設に関する事項
	教 育 事 務 所 班	管内市町村立学校に関する事項

教育総務班は、教育政策課及び福利厚生課で構成する。

社会教育班は、社会教育課及び人権同和教育課で構成する。

なお、熊本県地域防災計画「第3章災害応急対策計画 第27節文教対策計画」に規定する2応急教育対策、3学校給食等の措置、並びに4救助法による学用品等の支給等の措置が必要な場合には、教育対策部長が指示を行う。

- (2) 熊本県災害情報連絡本部が設置された場合には、教育情報部を本庁及び各教育事務所に設置する。各班の構成及び事務分掌は、熊本県災害対策本部が設置された場合に準ずる。ただし、勤務時間外における情報収集については、教育総務班及び教育事務所班において行う。

2 災害待機

- (1) 熊本県災害情報連絡本部及び熊本県災害対策本部が設置された場合には、次により職員の待機を行う。

	熊本県災害情報 連絡本部が設置 された場合	熊本県災害対策本部が設置された場合		
		第1配置	第2配置	第3配置
教育総務班	2人	2人	3人	全員
高校教育班	-	1人	2人	全員
義務教育班	-	1人	2人	全員
学校人事班	-	1人	2人	全員
社会教育班	-	1人	2人	全員
文化班	-	1人	1人	全員
体育保健班	-	1人	1人	全員
施設班	-	2人	2人	全員
教育事務所班	2人	2人	2人	全員
計	22人	30人	35人	全員

- (2) 警戒体制時(災害に関する警報が1以上発表されたとき)には、熊本県地域防災計画第3章第2節職員配置計画の別表2により、各教育事務所1人の待機を行う。その際は、待機を行う職員の氏名等を待機を行う前に教育総務班まで連絡を行うこととする。ただし、教育事務所長が、状況により災害の発生のおそれが少ないと判断した場合には、待機を行わないことができる。この場合には、教育総務班にその

旨連絡を行うとともに、地域振興局との連絡体制を整備し、必要な場合は、速やかに待機を行うこととする。

3 防災体制の連絡等

熊本県災害情報連絡本部及び熊本県災害対策本部が設置された場合には、教育総務班は直ちに各班に連絡するとともに、各班は所轄地方機関長にその旨を連絡する。各地方機関長は、状況に応じて必要な措置を講じる。

学校人事班は、教育総務班の指示に従い各県立学校へその旨連絡するとともに、各県立学校長は、状況に応じて必要な措置を講じる。

4 情報収集及び災害報告の系統（別紙のとおり）

学校等において災害が発生した場合には、その災害の状況、災害に対してとるべき措置をその都度系統図に従って本庁各班に報告する。

災害による被害状況及び応急措置状況については、一定時間（系統図に記載）をおき、系統図に従って教育対策部長若しくは、熊本県災害対策本部長に報告する。

ただし、緊急を要するものについては、一定時間にかかわらず、直ちに報告する。

5 災害報告の様式

災害報告の様式は、法令等に定めがある場合を除くほか、次に定めるところによる。

（1）災害対策本部長への報告 様式1（文書報告）

教育政策課 災害対策本部長

（2）教育対策部長への報告 様式1・2・3・6（文書報告）

教育政策課 教育対策部長

（3）施設、設備の被害状況

（イ）関係主管課 教育政策課 様式4・5（文書報告）

（ロ）県立学校・教育事務所・他の地方機関・熊本市教委 関係主管課 様式4
（電話・FAX報告）

（ハ）市町村教委 教育事務所 様式4（電話・FAX報告）

（注）公立文教施設については、1週間以内に様式7により施設課へ文書報告すること。

（4）休校状況及び教科書の被害報告

（イ）市町村教委 教育事務所 様式A・B（電話・FAX報告）

（ロ）教育事務所 義務教育課 様式A・B（電話・FAX報告）

（ハ）熊本市教委 義務教育課 様式A・B（電話・FAX報告）

（ニ）県立学校 高校教育課 様式C・D（電話・FAX報告）

（ホ）高校教育課 教育政策課 様式C・D・3・6・8（文書報告）

（ヘ）義務教育課 教育政策課 様式A・B・3・6・8（文書報告）

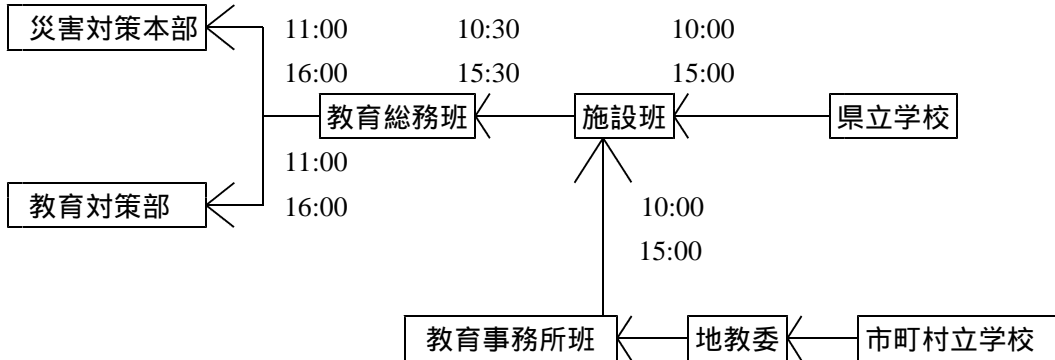
（5）その他 必要に応じて定める。

6 本庁各課長、各地方機関長及び各県立学校長は、非常災害時における対応について、あらかじめ定めておかななければならない。

7 本要領は、平成3年6月1日から施行する。

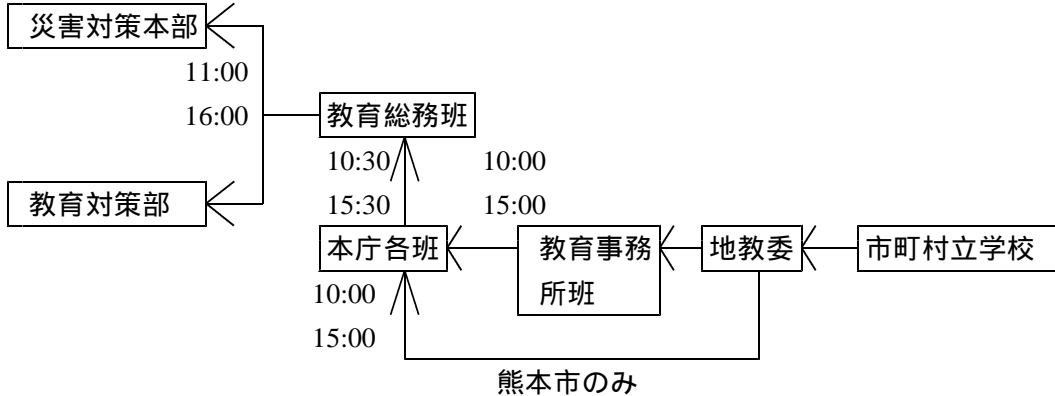
被害報告系統図

1 公立文教施設の被害



2 市町村立学校に係る被害（公立文教施設を除く）

市町村立学校の休校状況、児童生徒の教科書に関する被害及び人的被害、教職員の被害並びに学校給食、学校保健に関すること。



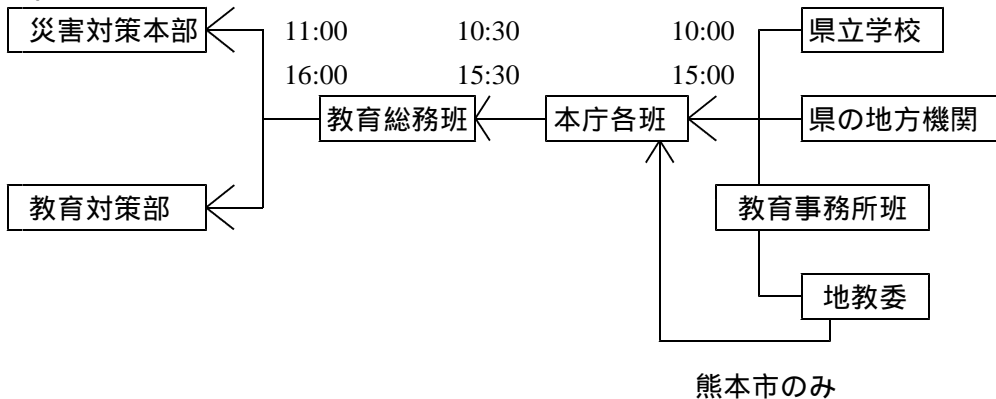
3 県立学校（公立文教施設を除く）、県の地方機関、市町村の公的施設に係る被害

1) 県立学校の休校状況、生徒の教科書に関する被害及び人的被害。教職員の被害並びに学校給食、学校保健に関する被害。

2) 県の地方機関に関する被害。

3) 公立学校共済組合教職員住宅、市町村立の公民館等社会教育施設及び市町村民グラウンド等社会体育施設並びに文化財に関する報告。

4) その他



【参考文献】

- ・安全指導の手引
- ・学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル
- ・学校の安全管理に関する取組事例集
- ・緊急時の危機管理マニュアル（不審者対応）
- ・学校保健・学校安全の手引き

- ・不審者への対応について
- ・危機管理マニュアル
- ・学校危機管理の手引
- ・学校危機管理における「初動体制」の確立
- ・学校管理下における危機管理マニュアル
- ・危機管理マニュアル

文部省

文部科学省

文部科学省

国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究会

熊本県教育委員会（体育保健課）

徳島県教育委員会

岡山県教育委員会

島根県教育委員会

高知県教育委員会

三重県教育委員会

福井県教育委員会